第二回國会　衆議院　通信委員会議録　第二十五号

昭和二十三年七月四日（日曜日）

午後零時開議

出席委員

委員長　土井　直作君

理事　直井　鹿治君　降旗　徳弥君

理事　多田　勇君　平井　義一君

森　直次君　伊瀬幸太郎君

片島　港君　村尾　薫男君

生悦住貞太郎君　長谷川政友君

田島　房邦君　園田　直君

萩原　幸雄君　林　百郎君

出席國務大臣

逓信　大　臣　植竹　春彦君

出席政府委員

逓信政務次官　五十嵐　茂雄君

逓信事務官　大野　勝三君

委員外の出席者

專門調査員　吉田　弘苗君

專門調査員　稲田　穣君

七月一日委員坂口主税君辞任につき、その補欠として田島房邦君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日委員小島徹三君辞任につき、その補欠として鈴木強平君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日委員鈴木強平君及び野上健次君辞任につき、その補欠として長谷川政友君及び井谷正吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日委員松原喜之次君辞任につき、その補欠として片島港君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

逓信職員訓練法案（内閣提出）（第七〇号）

閉会中の連合審査会継続に関する件

閉会中の委員派遣に関する件

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用再開に関する件

郵便貯金及び郵便年金の第二封鎖の処理に関する件

○土井委員長　ただいまから会議を開きます。

報告事項がありますから、申し上げます。逓信常任委員の異動がありましたから、御報告申し上げます。辞任の方で園田直君六月二十九日、長野長廣君、長谷川政友君、片島港君、田島房邦君六月三十日、坂口主税君七月一日、小島徹三君七月二日、鈴木強平君七月三日、野上健治君同日、さらに新しく長野長廣君六月二十九日、園田直君、小島徹三君、松原喜之次君、坂口主税君六月三十日、田島房邦君七月一日、鈴木強平君七月二日、長谷川政友君、井谷正吉君が七月三日おのおの新任されました。委員の異動は以上であります。

○土井委員長　次にお諮りいたしますが、放送法案に対し閉会中も継続して文化委員会と連合審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長　御異議なしと認めます。閉会中継続審査を行う場合には、議院の議決を要することになつておりますので、委員長より議長に申し出るということに決定いたしたいと思いますが、さよう決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長　御異議なければ、そのように取計らいます。

○土井委員長　なお委員諸君より閉会中委員を派遣されたいという要望がありますが、これに関しましては、連合審査の件とともに委員長より議長に申し出るということに決定いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長　御異議なければ、そのように取計らいます。

○土井委員長　長谷川委員より、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関して発言の申出がありますから、これを許します。

○長谷川（峻）委員　この際官僚のお幹しを得まして簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用再開に関する件につきまして、政府に強く要望いたしたいのでございます。その要旨をこれから申し上げまして、ぜひともこの件の達成できますように、御協力を願いたいと思います。

簡易生命保険及び郵便年金積立金は、現在御承知のように事業経営主体たる逓信省によつて運用されていないのであるが、右は簡易生命保険、郵便年金両事業の本質に背反して、本来一体たるべき事業運営と積立金運用を離いて分離するものでありまして、両事業の経営の健全と普及発達を阻害するとともに、本積立金運用の本旨たる資金の地方還元、加入者階級の福利の増進の精神をも没却するものであります。かつ事業経営主体たる逓信省において、財政当局の定める総合計画のもとにこれを運用するにおいては、國家資金運用の一元化を乱るおそれはないものと思われるのであります。

他方地方公共團体にあつては、本積立金による低利資金融通の途をふさがれたため、深刻な資金難に遭遇いたしまして、各種公共事業の遂行が著しく阻害されている状況にあります。ために本積立金の運用再開を要求するものでありまして、國会に対する請願、陳情は本会期中、合計百五十通の多きに達している状態であります。

よつて政府は速やかに本積立金の運用再開に関し必要なる措置を講じ、両事業経営の健全化に資するとともに、資金の地方還元を通じて社会福祉の増進に寄與し、もつて両事業使命の完全なる遂行を企図するよう、特にこの際要望いたす次第であります。

○當官國務大臣　ただいまお述べの御要望に対しましては、私もまつたく御同感でございまして、私就任以来この問題については重大な関心をもちまして、大蔵省当局との間に、あるいはまた関係方面との間に話を進めてまいつておるのでありまして、この間今お述べの通り、地方市町村各方面から非常に熱烈なる御要望がありまして、この本来の目的からいたしまして、当然そういう帰結を見るべきものであるという理論的の根拠と同時に、そうした地方の御要求というものとが完全に一致いたします建前から、この点に対しましてはさらに一層の努力を続けてまいつておるのでございます。しかしながら未だ完全なる了解決点に達しないのはまことに遺憾でありますけれども、しかしながらそもそも本保険成立の経緯に鑑み、かつはまた國会におきまするこの法案が通過するときの意見というようなものから見ても、その後における歴史的事実からいたしましても、当然長谷川委員御要求の通りにいかなければならぬ筋合のものであるということを固く信じておりますので、大蔵省との間にはこの話合いを進め、関係方面にもかかる活動を続けておるのでありまして、私は誠心誠意この要求を貫徹したい、こう考えております。また逓般民主党の方から御質問がございまして、これに対する議会の空気そのものから察知いたしましても、議会大多数の御要望であるという事実に鑑みまして、極力この問題の円満解決に努力いたしたい、このように考えておりますので、委員各位におかれましても、このわれわれの気持を諒とせられまして、お力添えをお願いいたす次第であります。

○森（直）委員　郵便貯金及び郵便年金の第二封鎖の処理に関する要望事項を申し上げます。

現在郵便貯金及び郵便年金の第二封鎖の打切りが問題となつているが、打

切りの対象となる郵便貯金及び郵便年金は、一般庶民大衆の零細な資金により構成せられたものでありまして、これを一般銀行より劣悪な条件をもつて犠牲とすることは、大なる社会問題であるばかりでなく、國営事業として過去の誤つた資産運用による欠損の犠牲を、不当に預金者等に負担させるものと相なるのであります。加うるにもし郵便貯金及び郵便年金の第二封鎖の金額もしくは大部分を打切るとすれば、両事業の信用を失墜し、ひいては将来における貯蓄奨励に重大な悪影響を及ぼすことになるから、政府は十分慎重な態度をもつて本問題に対処せられるよう要望する次第であります。

○國務大臣（ただいまの委員からの御発言きわめてごもつともであると存ずるのであります。これは決して月並的にそういう申訳的に申し上げておるのではございません。この問題に関しましては、過日新聞紙にこれが打切りだとか何とかいうような発表をいたしましたのも、まつたく実は逓信省側の関知せざるところでございまして、かくのごとき抜打的な発表に対しまして、私どもはおそらくこれは大蔵省の銀行局あたりがやつたのではなかろうかというような疑いをもちまして、その方面も極力探索いたしまして、厳重な抗議を申しこんだような次第でございます。過日の本会議におきまする緊急質問に対してもお答え申し上げました通り、熱意をもつてその筋へも懇請し、さらに私は芦田首相に進言しまして、首相をして直接にその筋にもこれらのことを陳情せしめる等、百方手段を尽しておるのでございます。つきましては、御趣旨の通り将来の貯蓄の上に影響するばかりでなく、逓信省といたしましては、実に重大なる問題でありまするゆえんをよく了承いたしておりますし、またあらん限りの力で努力いたしておりますから、委員各位におかれましても、どうぞわれわれの力足らざるところを激励し、鞭撻していただいて、お力添えが願いたい、このように考えております。

○土井委員長　次に通信職員訓練法案を議題といたして質疑を続けます。林君。

○林(百)委員　その前にちよつと、大臣が見えておりますから、簡単なことですが、実は昭和二十三年六月三十四日の逓信公報に出ております緊急電話の臨時措置に関する件について先にお聴きしたいと思うのです。この経費の問題、資材の問題ですが、そういうものがあらかじめ実は予算に組まれていないのです。それでいろ〳〵補修や施設の問題について問題が起きてくると思いますが、そういう場合の経費だとか、資材の問題、こういうものはどういうふうな配慮をめぐらしているかということをお聴きしたい。

○國務大臣　お答えいたします。その問題が起りましたのは、実は本予算の編成の後において起つた問題であります。そこで予算には組み入れておりませんけれども、電話は前の内事局の方で従来ともやつてまいつておるのでありまして、内事局の予算にちやんとはいつておる予算を、政府の措置によりまして、こちらで受取るのでございますから、予算も人員も資材も、すべてそつくりそのまま逓信省の方に組み替えることになるのです。しからばそうして完全なる緊急電話の目的が達成し、百パーセントに効率を上げ得るかということになりますと、これは現在非常に不完全なものでございますから、お述べの通り相当の資材も要りましよう。資金も要りましよう。しかしながらこれは今にわかにする問題でございませんで、政府の財政の問題と、さらに安本で策定いたします資材の関係とも密接な関係がございますので、この要望をにらみ合わせまして、適当の機会にあるいは追加予算等の議によつて御協賛を願わなければならないと思いますけれども、さしよりの問題といたしましては、現在のところでは別に予算的措置を講ずる必要もなく、またその時期でもなかつたということを御了承願いたいと思うのであります。

○林(百)委員　逓信職員訓練法案について、その後理事の方々がいろ〳〵お骨りくださつたと思うのですが、その後の経過について御発表願いたいと思います。

○土井委員長　ちよつと速記を止めて……。

（速記中止）

○土井委員長　それでは速記をとつてください。

○林(百)委員　この問題について三つほど当局のお考えをお聴きしておきたいのであります。問題は重井委員の要求資料の中に、最も講習所と密接な関係のある郵便と電信についての講習関係の訓練規定がされておらないわけなのです。ただ郵便為替だとか、簡易保険だとか、むしろ逓信省の事業としては傍系的なものについての訓練計画が示されているだけなのです。これが第一どうなるということが問題だと思います。従つて将来の教授内容としては、大野総務局長の言うのには、一般的な教養のものも全然しないというわけじやない、別紙の第五を例に引いて、簡易保険及び郵便年金の従業員訓練規定をひつぱつてきて、一般的な教養科目がこういうふうになるのだと言われておるけれども、郵便と電信の一般の従業員の訓練について、一体特殊な技術的な訓練と、一般的な教養科目とは、どの程度の割合で将来やつていくつもりであるかということが第一点。

第二点としては郵便、電信についての訓練の期間、これは郵便、電信の訓練計画が示されておらないからわれわれにはわかりませんが、一体どのくらいの期間訓練をするつもりかということ。

第三点としては、郵便、電信、それから貯金、保険関係の講習を訓練法案に基いて実行する場合に、現在の講習所の施設はどうなるのか。それからこれに要しておる要員は一体どうするのか。この三つの点について政府の所見を聴いておきたいと思います。

○大野(勝)政務委員　重井委員及び森委員から御要求のありましたのは、林委員も御承知のように、当時具体的な訓練計画については先方と折衝中であつて、今日まで折衝のできたものをその詳細を知らせてもらいたいというお話でございましたので、全部終つておりません申途のものを差上げたわけでございます。そういうわけでありますから、未だ交渉中で結論に達しておりませんが郵便及び電信につきましては、ただいまお話のありました通り、貯金、保険等のような内容の資料は提供いたすことができかねた次第でございます。

それからお尋ねのございました一般教養がどの程度されるかという問題でありますが、ただいまお話になりました資料の中でも触れておりますのは、一般教養ということを主題にして、そういつた科目があるのではなくて、その事業を担当していく職員としては、それだけの科目はぜひ修めてもらわなければならないというものがはいつているというのでありまして、たとえば経済知識、会計あるいは統計、あるいは経営学といつた方面の知識を比較的多分に必要といたします保険などにおきましては、そういつた科目が、つまり技術でなしにいわゆる文科科学の系統のものも相当に取入れられているということになるのであります。これはそれ〴〵の事業の種類によりまして適宜あんばいしたければならぬ問題だと考えます。訓練期間の点は電信及び郵便につきましては、ただいま申し上げました通りで未定であります。講習所の施設及び人員の問題でありますが、施設はわれ〳〵といたしましては、できるだけ現在の施設をむだのないように活用したいと考えておりますが、これもなお先方とよく話合いを進めなければならない点でございます。人員は今度の訓練法施行のために、部外に転職しなければならないという事態が起らないように措置いたすつもりでございます。

○林(百)委員　この法案の審議が急がれていることもよくわかりますが、今の大野局長の回答によりますと、逓信事業の最も根幹をなす郵便、電信につ

いての教授内容も目下交渉中でわからない、訓練期間についてもどうなるかわからない、講習所の施設もわからない。とにかく法律さえ通していただけば、何とかいたしましようということでは、われ〳〵は審議の責任を十分果したということにならないような気がするのでありますが、具体的な内容が示されないならば、一歩譲って、どういう方針で関係方面とも折衝を続け、どういう方針で将来いくかということだけでもよいから、示してもらいたいと思います。

○富吉國務大臣　その問題については、林君も御存じの通り、一般情勢からの問題としてデリケートな問題でありまして、ここで政府委員がかれこれ申し上げることよりも、やはり技術的にいろ〳〵あとの折衝に帰をもたした方がむしろよいのではないか。あまり自分が構想を言い過ぎて、そのことに対する将来の制約がありますことは、かえつてこの事業の運営のために好ましからざることではないか、このように考えている次第であります。なおまた法律によつて御決定をいただかない限りにおいては、この訓練も事実上行えないわけでありますし、それが全然初めて行う事業ならば、これは一應ごもつともと思いますが、できるだけ従来の教養科目を入れろという組合の要求もありますので、この要求とても決して無理な要求とは思つていない。しかしながら現在の情勢各般から考えて、そうして現在の段階に来ているという事実からいたしまして、ここであまりに当局の試案とか何とか、コンクリートされざるものをいろ〳〵申し上げることは、かえつて将来の運営のためによき結果をもたらさない、このように私は考えておりますので、この問題については、この程度で御了承を願いたいと思います。

○林(百)委員　われ〳〵の國会の審議権が、周囲の事情もあるしするから、そこら辺をひとつよろしくお含みを願うというようなことでは、われ〳〵もある程度のことはわかつておりますが、いかにもわれ〳〵の審議権が制限されている、何か疑問答でもしているような感じがするわけです。ですからここに明らかにし得る程度でよいから——第一法案の中にも訓練の範囲だとか、訓練の計画だとか、委託訓練というような科目があるわけですが、これがどの程度の計画を立て、当局ではどの程度のことを考えているかということを聴かずして、この法案をとにかく通してくれということには應じがたい。ですからそういう困難な事情の範囲内で、当局の考えがどの程度進んでいるかということでよいのです。

○大野(勝)政府委員　ただいまの御説ごもつともに拝聴いたしますが、法案自体に即しての御説明を申し上げれば、訓練計画の内容としてその具体的な科目とか、期間とかいつたものを固定することに非常に問題があるので、むしろこれは事実上の問題として、時勢の進運及び事業の現状、あるいは従事員の実際の状態その他をにらみ合わせて、とき〳〵に事実問題として解決をしていくことがいいという建前で、法律ではそういうふうに訓練計画を立てるということだけを、規定するように定められておるわけでございます。それで経過的にはどうしているかというようなこと、あるいは今考慮中のものはどういうものであるかということは、これは先ほど來、あるいはこれまでの委員会において御説明申し上げた通りでございますので、何とぞ御了承願います。

○林(百)委員　そうすると、大野局長の言われるように、むしろ内容を示さない方が将来の含みがあるということならば、なぜ重井委員に対する要求資料のうち、郵便貯金とか保険とか、こういうものだけの資料を出し、しかも大野局長は、別紙第五によつて簡易保険及び郵便年金のうち、適当なものに対してはこういう科目までもあるじやないか、だから承知してくれと、こう言われるのか、お聴きしたい。

○大野(勝)政府委員　どうも私の申し上げ方が悪いかもしれませんが、要するに、経過的にはどういうことを今準備として検討しているかという内容を、とにかく固まらないものでもいいから示してくれというのに対してお示ししたのが、ただいまの資料であります。そういうように御了承を願います。

○林(百)委員　それなら、郵便と電信については、この程度のものでいいから示してくれということを先ほどから言つているわけです。

○大野(勝)政府委員　これは先ほどのと重複して恐縮でございますが、郵便、電信については、まだ結論に到達していないから結論に到達したものだけを資料として差上げる、こういうお約束で出したわけであります。そういう関係で脱けているわけであります。

○林(百)委員　最後に結論いたします。結局そういうふうに、私は事情としてはどういう事情があるかしらぬが、われ〳〵國会議員として、殊に逓信委員として質問にこの問題を考えていこうというのに対して、何か頼るべからざるものを頼る、こういう事情があるからよろしく頼むというようなことで、あいまい模糊として、内容については、最も重要なる点の内容が示されないことは非常に不満である、むしろわれ〳〵國会議員の審議権を無視しておるということを申し上げ、これ以上申し上げましても、これ以上出ないものはやむを得ないから、私の質疑は打切りたいと思います。

○村尾委員　ただいままでの委員会で質疑は大体終了していると思いますので、この程度で打切りを願います。

○土井委員長　村尾君から質疑打切りの動議が出ておりますが、ただいまの動議に対して御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○土井委員長　御異議なしと認め、質疑を打切ることにいたします。

引続き討論を行います。討論はこれを許します。

○重井委員　私はこの法案の修正案を提出したいと思うのであります。すなわち逓信職員訓練法案の一部を次のように修正したいと思います。第二條第二項を削除することであります。その理由といたしましては、この法案はおそらく本國会を通じて最も慎重審議をいたし、他の委員会に前例を見ない参考人諸君からも三回にわたりましていろいろ意見を聴き、そして慎重に慎重を重ね、また視察をいたすというようなあらゆる手段を用いて、審議をいたしたと思うのであります。その結論といたしましては、この第二條第二項を削除することが最も適当なことであると考えたのであります。なおこの際いろいろ今日までの審議の経過の過程において、われ〳〵委員が述べました最も中心的な問題であるところの、この訓練法の中において、ただ単に技術だけではなくして、いわゆる一般的な教養問題についても、許される範囲内において適当な措置を講じていただきたいということにつきましては、これを強く要望するものであります。なお参考人の人々から述べられたことも強く参考にしてもらいたい。また今後事務当局におかれましては、従業員諸君ともよく御協議くださいまして、最も適当な訓練実施方法をお願いしたいと思うのであります。もちろんわれ〳〵は根本的に申しますれば、この訓練法に対しては不満でございます。しかしながら、現在日本の置かれておる現状を考えますときに、オール・オア・ナッシング、すべてを求めるか無いかということは考えられないのであります。この日本の現状下におきまして、最高の法を施行するということが、與えられたる國会の任務と考えられますので、この第二條第二項を削除することによりまして、しかも運営上のにおきまして万全を期するという方向をとつていただきたいと思うのでございます。以上簡単でありますが、修正案を提出いたします。

○林(百)委員　私からも一つ修正案を出したいと思うのであります。それは第二條に関する修正ありますが、私の方は第二條の第一項を次のように修正してもらいたいと思うのであります。それは「この法律に基き逓信大臣の行う職業教育は、前條の目的を達成するに必要なる課程を修得せしめるも

のとする」。そして第二項を削除します。その修正の理由といたしましては、これは本法案についての審議の過程において明らかになりました通り、通信事業、殊に電話電信の事業というものは、高度な文化性と技術性をもつものであつて、これは相当高度の教育なくしては、その責任を果すことができない事業だと思うのであります。しかるに現通信従業員の教育の程度はと見ますと、高等小学を出た者が六割を占めておるという点であります。これは日本の國の経済の事情、教育制度の実情からいつて、これ以上の教育を得ることは不可能な実情から醸し出された結果だと思うのであります。従つてこれは通信省にはいつてから十分な一般的な教育を受ける必要があると思うのであります。そういう意味でこれを単に技術的な科目だけに止めるということでは、将来通信事業の責任を従業員が果していくことができないと思うのであります。従つて私はここで職業教育を行うにつき必要な教育は一切なし得るということに第二條を修正いたしたいと思うのであります。この原案でいきますと、まつたくトレーニング・オンリーであり、サービス中心であり、まつたく人間を機械化する結果となると思うのであります。かりに先ほど申し上げました通り、本法案で一般教授内容だとか、訓練期間、訓練項目あるいは訓練内容、訓練所等についての用意、こういうことがはつきり政府当局から示されておる場合には考えようもありますが、それが全然示されておらない場合、私どもとしては、第二條を前に申し述べましたように修正することを要望するものであります。

○長谷川(峻)委員　私は民主党を代表しまして重井君提出の修正案に賛成するものであります。本法案につきましては、御承知のごとく長期間にわたつて慎重なる検討を続けてまいつたのでございます。またわが党といたしましても、役員会並びに代議士会において、それ〴〵の立場からいろ〳〵な御意見を拝聴して、万遺憾なきを期したいとはかつてまいつたのでございます。御承知の通りわれ〳〵委員長初め各委員並びに理事は、関係当局とも数回にわたり折衝を続けてまいりました。そして本日この結論に到達をいたしました。そこで私は次に申し述べますような強い希望を附しまして賛成するものでございます。

その第一は、教科内容につきましては職業訓練に重点を置くことはもちろんでございますけれども、同時に従業員の人格の陶冶、教養の向上をはかるに必要な事項を決して没却しない。第二には従来の通信講習所の施設を最も有効に最も適切に活用すること。第三には従来の通信講習所の教員あるいは職員は原則として新訓練要員として全面的にこれを充当すべきである。この三つの強い希望條件をつけまして賛成するものでございます。

○池(端)委員　重井君の出された修正案に対しまして、全逓側の大部分の方方もこれには異論がないというお言葉を聴きまして、一應重井君の意見に賛成いたします。

○土井委員長　大体御意見も尽きたようでありますから、討論を終局いたしたいと思いますが、討論打切りに対して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長　それでは討論は終局いたしました。

次に林君より提出されました修正案に対する討論はこれを省略したいと思いますが、省略に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長　御異議がないようでありますから、さよう決定いたします。

次に重井君より提出されました修正案に対する討論はこれを省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長　御異議がないようでありますから、さよう決定いたします。

引続いて通信職員訓練法案に対する採決を行います。まず修正案について採決をいたします。林君からの修正案に対して御賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○土井委員長　起立少数。否決。次に重井君より提出されました修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○土井委員長　起立多数。よつて本修正案は可決されました。(拍手)

次は修正部分を除いた政府案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○土井委員長　起立多数。よつて本案は修正議決いたしました。

お諮りいたします。衆議院規則第八十六條による報告書の作成は、委員長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長　それではさようにいたします。

この際一言委員長として御挨拶申し上げます。不肖私が委員長に就任いたしましてから後、通信委員会として会議を開きますること二十五回、さらに連合審査会を開きますこと二回、公聴会一回、理事会三回、委員の打合会四回、さらに非公式なる公聴会が二回ございました。洪律案は八件を審議いたしまして、うち七件を議決し、本会議に送ることにいたしました。請願は百七十四件を審査いたしまして、うち百四十二件を採択して、本会議に送ることに相なつたのであります。わずかの期間中におきまして、きわめて重要なるこれらの案件が、各委員諸君の絶大なる御協力によりまして修了することを得ましたことは、私として非常に喜びにたえないのであります。また委員会が質疑応答をやります場合において、政府委員の方々の懇切丁寧なる御答弁等に対しましても、この機会を通じて厚くお礼を申し上げておきます。さらに議会の専門調査員並びに職員の諸君が、法案審議にあたりましてそれぞれその職責を十分全うし、委員会進行のために寄與していただいたことに対しましても、委員長としてこの機会に厚くお礼申し上げておきます。第二回國会におきまして、通信委員会に付託されました案件は、すべてこれによつて議了されたのであります。各位の御協力に対して深く感謝をいたします。

これをもつて本日の会議を散会することにいたします。(拍手)

午後零時五十二分散会

〔参照〕

通信職員訓練法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的

従来通信省においては、業務の特殊性に基き、固有の養成機関を設けて、通信職員並びに通信部外無線電信技術者に対し、専門的技能及び一般教養修得に必要なる訓練を施してきたのであるが、新憲法の施行に伴い、その精神に準拠して新たに業務能率を増進し、事業運営の完全を図るため、通信職員に対する訓練の目的、範囲、通信大臣の権限、職責等を明確に法定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案は六箇條及び附則より成つているが、その要点を挙げれば次の通りである。

(一)　従来は通信職員のみならず一般の需要に應じて、通信部外で職に就く無線電信技術者の養成をも行つてきたのであるが、かかる一般教育体系に編入するのを適当とするものはこれを通信省の所掌から文部省の所掌に移し、通信大臣の行う訓練の対象を通信職員に限定したこと。

(二)　教育新制の実施に伴つて、従来通信省の訓練機関において施していた普通教養学科の修得は、これを一般教育体系に委ねることとし、通信大臣の行う訓練は業務遂行に直接関係ある専門的な学科目に限り、且つその実施に当つては教室で行う教程を少くして職場訓練に重点を置くこととしたこと。

(三)　必要あるときは一般の学校その他の教育研究機関等に職員を派遣して専門の事項を研修させることができることとしたこと。

(四)　通信大臣は、毎年、訓練人員、訓練課程、訓練期間等の事項を含む訓練実行計画を定めることとしたこと。

なお、附則において本法律案の施行月日を公布の日とすること、通信講習所官制を廃止すること並びに無線電信講習所の文部省移管に伴う官制の改正その他の措置につき規定している。

三、議案の修正議決理由

通信職員に対する訓練の法律上の根拠並びに訓練方針を定める法律として本法律案はその内容概ね妥当なものと認めたが、第二條第二項は規定として法律運用上の問題であつて、特に存置の必要がないという理由からこれを削除し、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

通信委員長　土井　直作

参議院議長　松岡駒吉殿

通信職員訓練法案の一部を次のように修正する。

(訓練の範囲)

第二條　この法律の規定に基き通信大臣の行う訓練は、通信職員の担当する業務の遂行に直接関係があるものに限られる。通信大臣は、専門的な学科目を除き、一般の学校で通例実施されている学科目について訓練の教程を施すことはできない。

2　通信大臣は、教室で行う教程を最少限度に止め、職場訓練に特に重点を置かなければならない。

昭和二十三年十月十八日印刷
昭和二十三年十月十九日発行
衆議院事務局
印刷者　印刷局